

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 9 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員 (5 名)

卯月部会長 (会長)、大塚委員、川俣委員、須貝委員、鍋島委員
事務局 (3 名)

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者

基本目標Ⅲ個別目標 3 「災害に備えるまち」

(計画事業 42 「建築物の耐震性強化」

43 「道路・公園の防災性の向上」

44 「道路の無電柱化整備」

45 「木造住宅密集地区整備促進」

46 「再開発による市街地の整備」

47 「地域防災拠点と避難施設の充実」

70 「細街路の整備」)

計画事業 49 「民有灯の改修支援」

52 「清潔できれいなトイレづくり」

61 「ユニバーサルデザインのガイドラインの策定と推進」

69 「人にやさしい道路の整備」

72 「景観に配慮したまちづくりの推進」

73 「地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」

74 「歩きたくなる道づくり」

75 「魅力ある身近な公園づくりの推進」

83 「歌舞伎町地区のまちづくり推進」

特命プロジェクト推進課長、危機管理課長、建築調整課長、道路課長、みどり公園課長、
都市計画課、景観と地区計画課長、地域整備課長、建築指導課長

<開催日>

平成 22 年 8 月 26 日 (木)

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

外部評価委員会第1部会のヒアリングを始めたいと思います。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

それでは、特命プロジェクト推進課で計画事業83「歌舞伎町地区のまちづくり推進」からご説明を少しいただけますでしょうか。

【説明者】

ヒアリングの資料26番以降をご覧くださいと思います。

事業の実施内容について具体的に示されたい。2億円を超える事業費を投じているが、その費用対効果についてどのように評価しているかということでございます。

回答ですが、こちら、長い回答となっておりますので、ポイントを上げて説明させていただきます。

本事業は、8本の事業が集まってこの歌舞伎町地区のまちづくり推進という形になっています。このうち経費のかかっている主なものを最初に回答させていただいています。まず、タウン・マネージメントの活動等によるということで歌舞伎町ルネッサンスの推進が2,600万、大久保公園の改修が9,000万、西武新宿駅前通りの拡幅工事が5,100万、放置自転車対策が3,200万、路上清掃や不法看板の撤去が3,350万、これらが主な経費となっています。

当課が担当しています「歌舞伎町ルネッサンスの推進」、こちらは歌舞伎町ルネッサンス、犯罪インフラの除去と環境美化、新たな文化の創造と発信、健全で魅力あふれるまちづくりについて、地元・事業者の意識を醸成し、歌舞伎町の課題に対して、まち全体で取り組むために、タウン・マネージメントを設立して、地元・事業者とともに「クリーン作戦プロジェクト」「地域活性化プロジェクト」「まちづくりプロジェクト」を推進しています。

この中で、ルネッサンスの推進プロジェクトでやらせていただいている清掃活動、これは路上清掃を含みません。タウン・マネージメント、まちが中心となってやっている清掃ですが、20日間実施させていただきました、延べ300人が参加しています。また、この清掃活動に向けては、会議、打ち合わせ等を5回開催し、63名の出席をいただいて、事前の打ち合わせをさせていただきます。

次に、イベントですが、こちらは66日間の実施です。大久保公園、シネシティ広場を中心としたイベントでございます。集客が延べ2万5,000人です。イベントに向けた会議、打ち合わせ等は155回開催いたしまして、その打ち合わせに1,780人が参加してございます。その他、総会、理事会が24回、406人の出席、こういった形で事前の準備または実際のイベント等の実施を行ってきたところでございます。また、去年は、広告事業費などの収益、こちらは570万の収益を計上しています。

こうしたタウン・マネージメントによります繁華街の運営、まちづくりですが、地元・事業者、関係行政機関とともに協働して行う新たなまちづくりで、その取りまとめを行っております歌舞伎町タウン・マネージメントの助成は、費用対効果があったと考えているところです。

次に、他の事業について、簡単にですが、説明させていただきます。

最初に、放置自転車と路上清掃、不法看板撤去ですが、汚れたまちが犯罪心理を助長させ治安を悪化させることから、まちの美化の保持が必要ということで行っているところです。

自転車整理では、毎月100台前後の放置自転車を撤去するとともに、3,000から5,000台の不適切に駐輪した自転車に対しての警告札を張っています。また、不法看板の是正指導では、毎月50から100件程度の指導を行っています。こうしたことに対して、実際にまちを歩く人からも、道路が通りやすくなったなどの感想をいただいているところです。

歌舞伎町をポイ捨てのないきれいなまちにするために、歌舞伎町クリーン作戦の一環として、先ほど言いました清掃とは別に、区と地元団体、ボランティアの協働により、毎週水曜日に歌舞伎町の路上清掃を行っています。こちらも地域のまちの美化の取り組みとしてやっています。また、これとは別に地域のまち美化への取り組みとして、委託事業により路上清掃を行っております。

こういった事業実施により、まちがきれいになったという評価をいただいております。

大久保公園の改修は、新たな文化の発信とにぎわいの創出拠点とするため、リニューアルしました。主に上下水道の整備、動力系電力の導入といった機能を強化して、イベント広場として整備をしてきているところです。今年6月17日にリニューアルオープンして、既にスポーツや文化のイベントを開催しています。今後もこういったイベントを中心に、歌舞伎町からにぎわい、文化の発信をしていきます。

西武新宿駅通りの拡幅工事は、違法駐車対策、また歌舞伎町への主要な道路、動線の確保ということで工事をしています。これにより、駐車台数が休日で97台、平日で151台と、19年度と比べまして減少しています。また、平均の駐車時間も、休日で12分、平日で7分と減少しておりまして、工事の効果が見られているということです。

以上が歌舞伎町地区のまちづくりにかかわる主な経費の内容と評価となっているところです。

ヒアリング項目②については、歌舞伎町タウン・マネージメントと区の役割分担などの広場の運営基準を策定して、広場をより使いやすくするための仕組みを構築いたしました。その結果、歌舞伎町タウン・マネージメントと地元・事業者が一体となって各種イベントが開催されやすくなり、多くのにぎわいが創出され、まちづくりを進めることができたという視点から、計画どおりと評価したところです。

ヒアリング項目③は、区長の総合判断に記載されている5つの指標ということですが、まず1つ目として、歌舞伎町に対するイメージが向上したか。2点目が、歌舞伎町が安全になったと思うか。3点目が、歌舞伎町はきれいになったと思うか。4点目、歌舞伎町は文化が盛んになったと思うか。最後が、歌舞伎町はにぎわいのあるまちになったかというこの5つの指標です。平成17年度から区政モニターや、私どもでもやっていますイベントなどでアンケートをとってい

ますが、こういった中で指標として使用しています。区民や来街者の意識を調査したものですので、今後、事業を評価する上での指標としていきたいと考えています。

ヒアリング項目④は、21年度の課題のうち、大久保公園シアターパークの運営の仕組みづくりということですが、今後、大久保公園シアターパークの適切な活用に向けたガイドラインや運営基準といったものを制定するということです。また、イメージアップへの取り組みですが、アンケートで女性の支持が男性を上回る回答が「文化が盛んになった」だけでしたことから、女性のイメージアップを戦略的に講ずることによって全体のイメージアップを図ってきたいということです。

最後に、外国人のところでございますけれども、東京都の調査によりますと、新宿区は外国人観光客の訪問先として市区町村の中で一番人気があるという統計をいただいております。また、ミシュラン・ジャパンなどでも歌舞伎町が2つ星をとっているなど、外国人観光客の歌舞伎町に対する関心が高いということで、今後は外国人の観光客に対する施策も必要と考えています。

【委員】

費用対効果のところでは申しますと、いろいろなハード、ソフト、事業をやっているということです。特にハード面に費用を費やして、2億を超えるものになっているということだったと思います。大久保公園の改修、西武新宿駅通りの拡幅工事などのハード事業が一段落したと思うのですが、今年度の事業規模、どのくらいになるのでしょうか。

【説明者】

道路工事等がなくなりますので、単純に引いていっただけの形で、1億前後の予算というところで考えていただきたいと思います。

【委員】

まちの美化の関係で、自転車の整理、看板の撤去などこういうぐあいに活動していますということですが、活動をしている割には、過去の状況と比べると、まだ放置自転車の数が多いとか、不法看板の掲示が尾を引かないとか、そういう状況はどうなのですか。

【説明者】

放置自転車などは、1年間に、21年度が1,223台、19年度は1,400台、20年度で1,064台ということで、上がったりがったりというところではございますが、引き続きこのような対策をとって、歌舞伎町を安全に歩けるという考えです。

【委員】

こういう活動というのはやっぱり繰り返し積み重ねてやっていく中で、だんだんと件数も減少に向かっていくのだろうと認識していますので、息長く継続していただきたいと思います。

②、③のところ、掲げられている事業の指標の目標と照らすと実績が十分でないのですが、いろいろなことをやったので、その計画どおりと評価していますということなのですが、最終的にはいろいろな仕組みづくりとかやることによって、実際の効果として指標面にどういうぐあいに反映しているのかなということが一番のポイントだと思いますので、究極の目

標に照らしてどうなのかということで、評価を厳しく考えていただく必要があるのではないのかなという気がします。

③のところ、提示している指標5つが、17年度からずっとやっているという話なのですが、その辺の最近に至るまでの傾向はどうなっていますでしょうか。

【説明者】

②番と絡めましてお話いたします。

事業の指標がどうなのかということがございました。一方で、この5つの指標が実際にやっている事業の効果としての指標となっていますので、今後はこの5つの指標を中心に事業を総合的に評価してまいりたいと考えています。

それぞれの傾向ですが、イメージが向上した、安全になった、きれいになった、文化の発信が盛んになった、にぎわいのあるまちになったという5つの指標の17年度以降の経過を、全部ではないですけれども、説明いたします。

まず、イメージの向上ですが、平成17年、これはルネッサンスが始まった当時の指標でございますけれども、全体の20.8%でした。これが上がっていきまして、ここ3年間で30%前後、21年度につきましては30%となっております、ここ5年間で10%程度の方がイメージの向上について評価していただいているところです。

次に、安全になったというところでは、平成17年度が14.5%ということでした。こちらも上がってきておりまして、21年度で27.9%という形になっています。

そして、きれいになったというところですが、始まった当初の17年度が20.8%でした。これが21年度には30.5%です。

そして、文化が盛んになったは、その年にあったイベントによって回答の上下があるのですが、17年度は14.5%でした。翌年度が9%です。その年にやったイベントによって上下するところですが、21年度は12.5%でした。一番高かったのが、19年度の16.9%です。

次に、にぎわいのあるまちになったかは、17年度に18.4%だったものが、21年度には26.5%になっているという結果です。

【委員】

もう6年たつわけで、これは23年度までの計画事業ですね。とてもよくなったと思いますが、いつまでも区を頼るのではなくて、自立させるというようなお話があったのですけれども、この間ヒアリングをしたときに、22年、23年でもう自立する間際になっているのに、全然自立するという気配が見られなかったのです。自立するのであれば、だんだん予算を減らして行って、ご商売している、お金が返ってくるものをつくっているわけですから、少しずつ財団みたいなのを立てる準備をして寄附をしたりしているのか。17年度からやっていて、自立の気配が見えないので、自立のための指導をしていらしたのかが疑問です。

【部会長】

費用対効果というのが一番大きくて、むしろ計画事業の中では、公共が投資をした2億円あるいは今年1億円でしょうか、それによって民間がああ地域にまた再投資するムードというか

方向が出てきているのかということが費用対効果だと思うのです。全くそれが今の経済状況の中で出てこない、公共投資が形になって外に現れてこない。例えば空き店舗が増えているとか、空き室も増えているとかということになると、もっと投資をするのか、あるいは方向を変えるのかということが平成23年度で一応区切りをつけることだから迫られているわけです。

その辺の明確な方向を、もう1年あるわけですから、ちょっと出していただくことを大いに期待をしたい。今は協働でやっているわけですが、最終的には地域の自立というのを目指したいわけですね。この方向も少し見えるような事業の推進を望みたいということで、そんなニュアンスの評価になるかと思います。

時間のこともありますので、この事業についてはここまでとします。

次は、Ⅲ－3個別目標「災害に備えるまち」、各課の仕事が本当に連携しながら災害に備えるまちができていくのかという視点で、個別の話ではなくお伺いしたいと思います。

まず危機管理課からお願いします。

【説明者】

総論的な話ということですので、1つはヒアリング項目の9の①行政の主な役割、②の基本的な考え方の中で、危機管理課と関係する課との横断的施策を行う考えがあるかというところについて、説明をいたします。

まず、災害対策法に基づき策定した新宿区の地域防災計画により事業を推進しており、その中で、防災まちづくり、これはハード、ソフトにわたる事業ということです。主な役割といたしましては、自助、共助、公助に基づく体制づくり、防災に関する避難訓練といったものがございまして、関係各課と連携しながらハード面で防災まちづくりに努めているところです。

そして、災害時に被害を最小限にとどめて区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点ですとか避難設備、整備充実を図っているところです。例えば区の減災目標としては、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%以上、家具類の転倒防止対策実施率を60%以上に掲げ、区民、事業者等と協力して積極的に推進しているところです。特に、これはソフト面で危機管理課で推進しているところですが、家具転倒防止器具の対策につきましては、転倒防止器具のあっせん、災害時要援護者への無料配布、取り付け、広報での周知を行い、家具転倒による死亡者の半減を掲げているというところです。阪神・淡路大震災のとき、死亡した方、二次も含めると6,000人以上いるのですが、8割から9割の方が、建物の倒壊、家具転倒による圧死ということです。そうしたことから、まず危機管理課としましては、ソフト面で家具転倒防止器具、これは区民の6割以上設置を目標としています。

なお、災害時要援護者につきましては、名簿に登録された方には無料で配布するというところですが、こちらの方々につきましては6割以上を目標としていて、達成しています。

それから、「基本的な考え方」の中で、危機管理課と関係している課との横断的施策を行う考えはあるかというところです。これはまず、地域防災計画に基づき、各課との総合調整のもとに防災対策を推進しているというところです。例えば水害対策につきましては、大雨警報が発令された場合には、総務課と道路課と情報収集に当たり、水害発生時には地域調整課や特別

出張所と連絡をとり、情報収集、被災者の対応に当たっております。

また、防災公園で、仮設トイレ・町会防災倉庫の設置につきましては、みどり土木部公園課との調整を行っております。また、要援護者対策として先ほど申し上げた名簿登録、家具転倒防止器具の設置につきましては、福祉部と健康部と連携をしながら進めています。さらに、洪水ハザードマップ、災害危険度マップなどは、都市計画部、みどり土木部と調整しながら作成を行っているところです。災害医療につきましては健康部と、さらに地域本部、避難所の運営につきましては地域文化部と、連携をして訓練を行っているというところです。

以上、地域防災計画に基づいて被害想定があります。それに対する減災目標を立てて、それによってハード、ソフト面の計画を立て横断的に推進しています。そういった中で、危機管理課を中心に全庁横断的な対策、取り組みを行っているというところです。

【委員】

震災時の災害で恐らく90%以上が、家屋の倒壊と家具の転倒で死傷者が出ると理解しています。ただ、それだけに家屋の転倒防止については、要援護者の方々に無料で配布している。

しかし、もっと普通の人にもプログラムとして必要なのでは。それは誰がつけるのだという話にもなりますが。

【説明者】

取りつけは業者がやります。

【委員】

耐震化率は今何%ぐらいいっていますか。

【説明者】

83%です。

昭和56年に建築基準法が改正にりまして、それ以降の建物については、阪神大震災でもほぼ大丈夫だったということがあります。

【委員】

今、耐震化の運動をしていますが、あと7%で90にいくという時に一生懸命やっているのは何でだろうというのが1つ。

もう1つ、避難所管理運営委員会が全区で機能するようになったというのならいいのだけれども、5年ぐらいで今度は、復興化計画というのをやっている。

【説明者】

避難所管理運営管理組合というのは阪神淡路後です。平成7年から。

【委員】

だけれども実施率を考えると全然機能していない。

【説明者】

基本的にはその当時はかなりやっていたのです、さらにまた少しきちんとやりましょうということです。私立学校も含めて小中学校51カ所避難所となっています。そして、そこには一応被災者の割合で出した備蓄、食料品が1日分は配備してあります。そこに管理運営委員会をき

ちんと当初立ち上げてやっていました。訓練も、毎年、それは地域に差がありますが、全力所できる所とできない所はあるのですが、やっていました。ただ、やはり少し年月がたつと、少しトーンダウンしてきたところもありますので、もう一回きちっとやりましょうということで始めたところは確かにあります。ただ、今でもかなり地域差があって、全部の会場でやっているところもあるし、持ち回りでやっているところもあるし、我々としてはできれば全会場でやっていただきたいと考えているのですけれども、それはいろいろです。

【委員】

それが例えば全部の出張所単位で、ある程度1回でも2回でも経験して、とりあえず目標が達したから今度は新しい目的で復興化計画をやりますという説明があるのならいいけれども、全くどこでどうやったのというのが無しで、今度からこれをやりますという、住民に対する行政の不親切さ。

危機管理というのは一番大事なセクションなのだけれども、協働という言葉があるように、相手も納得するような進め方をやらないと、何でこころ変わるのだろうなと思われてしまう。

【説明者】

一応、体系を成して実施しているのです。まず総合防災訓練があり、あとは避難所訓練、それから発災対応型の訓練、それから、各町会がやる自主訓練です。そして、模擬訓練というのが新しく始まったのです。これは、今まで東京都で震災後のいろいろな発災訓練などをしていましたけれども、震災後まちを復興するためには、そのときになって考えるのではだめでしょうということで、あらかじめ復興のほうをハードもソフトも含めてやっていこうということで始めた訓練なのです。今、持ち回りでやっています。これも手挙げ方式でやっています、今のところ4か所、今年は戸塚地区、去年は大塚と大久保地区だったのです。この訓練というのはまちの状況を知るということで、住んでいらっしゃる方も、地震があった際、まちの危険度がわかる、あるいは災害対策に寄与するような資源があるわけです。そういったものをなかなか気づかないでいるということで、まず、まちの再発見をしましょう。そして、それを防災に役立てていきましょう。さらに、震災後こういった形で復興していったらいいのかということをおる程度シミュレーションしながらやっていくという訓練です。これもかなり好評で、具体的にいろいろな訓練を組み合わせながらやっていきたいというふうに考えています。ただ、避難所訓練につきましては、一生懸命やっているつもりですが、地域の温度差があって進まないところもありますので、ぜひいろいろな地域でやっていただくようお願いしたいと思っています。

【委員】

住民が今度こういう訓練をやるのですよとか、これを続けますとか、そういう住民のほうの選択でできるという形があれば、それぞれが今年はこれをやると選びたいみたいになる。

【説明者】

やっぱり皆さんの災害から守るという姿勢から始まらなければだめなのです。

【委員】

守る前に復興なんかやらされるのは何なのだろう。

【委員】

それもやってきたうえの段階で、やはり復興まちづくりもやっておく必要があるというので始めてきたのです。できれば全地区にやってほしいと思っています。

【部会長】

多分、これは大きなくくりでお話することのいくつかの視点は、地域によって温度差があるという言い方をよく区役所の方はされますが、いざ災害になったときに、行政の責任が問われるわけです。「地域の人が不熱心だったからだめだったのです」これは回答にならないわけですね。だとしたら、温度の高いところはこういうふうに、温度の低いところはこうふうにというメニューをちゃんと持っているいろいろな課が総合して地域に入っているかという不安があるのです。

例えば危機ばかりあおったって、もう少し景観とか緑とか、日常生活の居住環境をやりながら危機のこともやっていくというようなあの手この手をいろいろ使って地元に入っていけない限り、協働というのは本当に絵にかいたもちになっちゃうわけじゃないですか。そういうことを各課のやる仕事にばらばらにならないで、束ねて危機管理が一番大もとなのかもしれませんが、やっているのでしょうか、やるのでしょうかというのが1つあります。

もう1つは、道路と建物が一体になっているのですかという話が1個あるので、そういう問題意識だと思います。

【説明者】

その点につきましては、今申し上げたように、実際にはいろいろな温度差がありますので、いろいろな訓練をやっているわけです。

【委員】

住民がたくさんいるところはいいですけども、企業が大勢いるところは、企業は混ざらないのです。企業も震災に巻き込まれ帰宅難民ができるわけで、千代田区あたりは帰宅難民も混ぜて訓練していますよね。この新しい地域が出ているということをお考えに入れていただければと思います。

【説明者】

今、新宿駅周辺の帰宅困難者対策ということで、駅周辺の防災対策協議会というのが始まって、東口、西口があります。西口で言えば、かなり超高層ビルも入って来たりしています。

【部会長】

では次に細街路の整備に移ります。

【委員】

区報に今度細街路を載せていただいてすごく感謝しているのです。これこそやっぱり総合的にしないとだめなのですよ。危機管理の中に、道路の問題はないですね。火災が起こったときは何が重要かと。水があっても、消防車が入れないところがいっぱいあるのですよ、新宿区内で。そうしたら、震災にならなくても火事が起これば死んじゃうのです。だから、それが危機

管理の中に、やっぱりきちんと入れて欲しいわけですね。この1つの道路が、所管が建築調整課と道路課になっていて、道路課のほうは、これを舗装するときに住民が20%出せば舗装してくれるの。水道もそうです。そのとき一緒に危機管理の話もして、これをみんなで広げ、このままで測量すれば区道にも出せるしという話を全然していただけないわけです。こっちに説明に来てもらえないかと言ったら、これは建築調整課です、これは道路課ですと言って、誰が来るか、どうするかというのに3週間ぐらいかかったのです。住民は、道路は縦割りじゃないのです。本当に緑もあれば、それから災害もあれば、ユニバーサルもあればみんな一緒なのです。区民の生活って全部一緒に暮らしていて、いざ災害になったら全部一緒じゃないとできないのですよね。ここをどういうふうに考えていらっしゃるか、今後、お願いします。

【部会長】

細街路のほうは個別目標3「災害に備えるまち」ではなく4「日常生活の安全・安心を高めるまち」の中に入っていて、災害対策という認識が甘いのではないだろうかというのが委員の指摘であったわけです。したがって、建物の建てかえに合わせて細街路を拡幅整備するということを超えて、細街路は普通の細街路のところと危険なところを区別して、もっと重点的にやらなければいけない地区があるのではないだろうかということです。

建物の耐震化とともに細街路の整備は、緑化というのを一緒に入れて、危険の除去だけではなくて、そこに危険の除去をするだけならプラマイゼロになるわけですが、プラスまで考えて緑化もできて、それが災害に強いまち、かつ美しいまちになるというゼロからプラスへどっといくようなインセンティブみたいなものを与えて、競争し合うような、そういう民間の意識づけをできないでしょうか。

【説明者】

今年度推進していこうということで、3つのことに今取り組んでいます。1つ目は、どうしても一般の方への周知が不十分なので、しっかりやるようにということがありました。それは、このような広報へ出ささせていただいたこともありますけれども、今、本当にわかりやすいパンフレットを作成中です。漫画を入れるとか物語形式にしているようなパンフレットをつくりまして、今後それらを使ってきちんと周知啓発をしていこうと考えています。

2つ目は、細街路拡幅はややもすれば建築計画に合わせないといけないというふうに言われていました。それはなぜかという、建物を壊してまで道路を広げるといことは、やはり非常に難しいということがあります。やはり建物が建てかわるとき、壊れるときに広げるといのが現実的だというようなことで、それを進めてきました。平成14年度から区が災害の条例を使って、建物計画をするときには、区と協議をして道路拡幅のラインを決めて、しっかり下がるというようなことが平成14年度以降はしっかり行われてきていると思っています。行われていないのが平成14年度より前のことです。狭い道を4mまでに拡幅するというのは、建築基準法の中で義務としてあるものなのですけれども、ただ広げた後に長い年月がたつと、壁やブロック塀をつくったり、あるいは自転車置き場にしたりというようなことがあって、またそれらも是正させるということが非常に難しいところであるということがあったので、そこをアスフ

アルト舗装のようにしようと思っていて、今年度もう既に私どものほうはできるところをピックアップしてやっています。

具体的にそれはどういうところからやっているかという、緊急時に避難場所となるような学校周辺あるいはちょっと空間がある公園の周辺、そこを中心にやっということうことで、今回も学校周辺のところをご理解いただいて、工事協力を得られることができまして、今まさにその工事に入ろうとしております。従来は年間6km程度、これは建築計画に合わせた計画なのですけれども、それプラス自主的にこちらからお願いしていこうと思っているので、500mプラスして6.5kmというものを達成したいと思っています。

500mという数字は少な過ぎると思うでしょうけれども、こちらのほうからお願いしに行っオーケーをもらうというのはなかなか難しいのです。今年500mのプラスを組織目標に立てましたけれども、それがクリアできるかどうかまだわかりません。

そういう中で、ノウハウを蓄積していき、できないならできないなりに何でできないのか、それを改めてもっとできるようにしていきたいと思っています。ですから、今もって満足しているわけではなく、仮に6.5kmはできなかったからといって悲観することもなく、それらを踏まえて、もっと慎重にできるように努力していく、このように思っております。

【委員】

道路課にも伺いたいです。

【説明者】

危険な箇所をとらえて重点的にやるべきだと思います。道路課は私道の助成制度というのを持っています。私道の助成や区道認定の話が出たときには、将来、建物の建てかえのときは、セットバックしていただくことになりまますという周知を図っているところです。

【説明者】

細街路拡幅に協力してくれた人の中で、擁壁があつて、なかなか工事が難しいというような人に対して助成金を出しているのですが、みどりの推進モデル地区に関しては補助金を1.5倍にしますということを始めました。今後、耐震モデル推進地区というのを指定していくということは考えられていまして、そのの部分に関しても、補助金を1.5倍にというようなことで、インセンティブになるかどうかわかりませんが、そのようなことを考えています。

【委員】

例えば都市計画のほうに協力して、これは区に区道として寄附したのですというぐらいで、そこだけアスファルトをやっちゃうというのはできないのか。

【委員】

ほかの区でやっていますよね。

【説明者】

私道の場合で、狭い私道を広げるというところを個別にやっています。。それはできます。建物計画がなくても、今ここまで広げてという話は実際来ていますので、きちんとL型側溝とかアスファルト舗装するという工事を協議してやっています。

【委員】

道路課で私道助成をやっているで、助成金が80%も出るから、それも道路課がやってくれていると区民は思っているわけです。だから、そのときにいろいろなことを話していただきたいわけです。それが一番の接点なのです。

【説明者】

広げたところで、工事費を区が持って工事するところまではやりますけれども、そこを合法的に区道だと認定するのは難しいです。

2年前に区道の認定の基準を設けて、それまで4mないと区道認定できなかったのを、細街路でも区道から区部につながっているなど、一定の条件を満たせば認定していきましょうという方向をだしました。しかし、道路法の話になるのですけれども、やっぱり始点と終点が定まって初めて区道、公道として認定できる話になりますので。

【部会長】

大きな個別目標である災害に備えるまちという目標がありながら、やはりまだ進まない部分があるのではないだろうか。もうちょっと、超法規的とは言わないけれども、新宿区の実情に合わせて地区の指定をし、できないことは暫定的にやりながら、少しずつ目に見える形で安全なまちをつくるような施策がもう少し進められるのではないかというふうに思っているわけです。それに対して、都市計画の立場とみどりの立場を聞いて次にいきたいので、そういう考え方です。まずは都市計画だと思います。

【説明者】

都市計画の立場で言いますと、マスタープランを平成19年に策定しております。どうしても地域の幹線道路の中の部分については、細街路も多いということで、こういうところにつきましては道路の拡幅整備、より安全に暮らすまちづくりが進められるようにという観点で進めていきたいということで、各事業を進める立場で取り組んでいるというのが現在の状況になっております。

【説明者】

補助金のところでもいろいろご指摘あったのですけれども、単独でやっぱり生け垣をやろうと思っても、防犯上などいろいろな面でなかなかご理解いただけないので、やはりこういう道路、災害の部と共同して情報を得ながら、ぜひ生け垣、緑化を進めていきたいと考えています。

【部会長】

インセンティブになると思います。

では、次に計画事業49番「民有灯の改修支援」です。

【説明者】

目標水準が、当初、前年度4,300基であったけれども、今年度2,952と減少した理由については、第一次実行計画では、区内の全民有灯を対象に照度調査を実施した結果を踏まえて、集中改修を実施することとしたため、既設の民有灯の基数に今後見込まれる新設分も足し合わせた4,300基を目標としておりました。平成20年度に、国や都が所有するものを除いた3,617基を対

象に照度調査を実施しています。この結果、照度が確保されて、さらに老朽化していないなど、今、緊急に改修する必要がないものを除きまして、最終的に2,952基について改修しようと目標基数のほうを見直しています。

【委員】

地元の人は電球を取りかえるのに高齢化で大変だと言っているわけです。エコに変えていったら長もちして変える手間が省けるわけです。エコではあるし、人の手配よりはずっと安くなるわけでエコの宣言をしている都市だからということをお願いしたい。

【説明者】

改修するに当たっては、32Wで寿命も長いものに変えています。

【部会長】

計画事業52「清潔できれいなトイレづくり」について質問事項の説明をお願いします。

【説明者】

公園トイレ・公衆トイレの改修箇所と、両トイレのバリアフリー対応割合の指標について、総合計画には、トイレに関する目標の記述がありません。第一次実行計画の中で、20年度から23年度の間で、6カ所を改修することになってます。実際には公園の改修など他の補助金等を利用して、21年度は1カ所、22年度は6カ所余分に、トイレの改修が行われています。昨年度から、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点から、すべて改修するトイレは、バリアフリー対応、ユニバーサルデザインで施工をしています。敷地の狭い公園につきましては、1つの個室の中にすべてのものを入まして、その中に車いすも入るような形とし、敷地の余裕があるところについては、男女別、それともう一つは多目的トイレということで、専用のユニバーサルデザインを施したトイレを設置する対応を行っています。

次に、防災上からも、もっと多くのトイレの整備を急ぐ必要があるのではないかと、観光都市を目指している新宿区として、優先順位を上げ、事業拡大する方針はないのかということです。今申し上げたように、他事業も含めて、計画以上のトイレ改修を実施するにはしていません。実際に1つ建物型のトイレをつくるには多額の費用がかかります。それと同時に、事前の調査や設計にかなり時間もかかりますので、1年度の間にはたくさん施工することは難しいのが現状です。ただ、改修できないトイレはそのままではいいわけではないので、なるべくきれいな状態で使いやすくしていきます。例えば、昨年度から、清掃業者と職員が集まりまして、どういう清掃方法がいいかと検討しました。今までの清掃は毎回水をかけて洗っていました。清掃した直後に靴で入ると床が汚れてしまい、また汚くなってしまいうような状況でした。昨年度から、いわゆる乾式の清掃といたしまして、あまり水をまかない方法に変更しました。非常に汚れている便器の中は水を使うのですけれども、人の歩くタイルは水をかけないでモップでふいてきれいにするという清掃方法にしました。そうすることで、トイレがきれいに保てるということがわかってきましたので、引き続きトイレの清掃の方法の工夫でなるべくきれいに保つこと、また、使い方が荒くて壊れたというような情報が入りましたらすぐ直して、いつでも使いやすいトイレにするというような方法で対応していきたいと考えています。何日前も新宿

区の公衆トイレは、ある特定のトイレだったのですけれども、すごくきれいだ、今後もそのままきれいに保ってくださいというようなご意見もいただいたこともありますので、改修も含めて、いかに清潔で明るいトイレを維持するかということを中心に考えています。

【委員】

バリアフリー対応割合は、公園トイレ14.3%ということで、非常に低いという気がしているのです。バリアフリー対応をやるにはそう経費はかからないとは思うのです、バリアフリー対策を講ずるといった観点から、もう少し積極的にバリアフリーの対応を進めていくべきなのではないのか。

【説明者】

今のところ、23年度までで公園トイレについては24カ所、19%までいく予定です。ただ、狭い公園ですと、小さなトイレが設置されていまして、例えば扉から入ったところに手すりぐらいはつけられるのですけれども、バリアフリーとは言えません。目指しているのは車いすが入る状態というふうに考えますと、最低1.5mの円がかかる空間がないと車いす対応の形にならないのです。都市公園法の中で、建物の面積が公園面積の2%までと限られていますので、小さな公園にそれに対応した大きなトイレはつくれないというような現状があります。例えば都心地区など、その状況に応じて、都市公園法の見直しというか、条例によってある程度応用がきくかどうかということも含めて、国や都に要望はしているところです。

【部会長】

計画事業61「ユニバーサルデザインのガイドラインの策定と推進」との関連はいかがですか。

【説明者】

まだガイドラインができていない状態なのです。

【部会長】

できていない。相当遅れているという印象があるのだけれども、何でこんなに遅れているのですか。

【説明者】

このユニバーサルデザインのガイドライン、当初は、昨年度、21年度策定という予定でおりましたけれども、変更しまして、22年度、本年度の策定予定ということになっております。

昨年度までユニバーサルデザインのガイドラインの検討では、主に建築物等などハード面について「都市空間編」ということで検討してきていました。ただ、「歩きたくなるまち新宿」の実現のためのまちの形成ということでは、都市空間につながるソフト、また生活・福祉・文化、こういったサービス面からの検討も必要であるという意見が有識者会議で出されたので、策定の時期を1年延期して22年度策定ということが遅れています。

【部会長】

公園については今検討中なのですか。

【説明者】

中身の話につきましては現在検討中ということです。

【部会長】

他都市は早くからやっていますから、新宿は遅れ気味じゃないかなという印象がありますが。

【説明者】

先ほど申しましたように、新宿は小さな公園が多く、小さな公園は小さなトイレしか設置できないので、手すり等がつけられるようならつけております。通常の利用ができないほどの設備は設置するわけにはいきません。いわゆる六角トイレと呼んでいるのですが、これは2㎡弱ぐらいしかないものですから、なかなかいろいろな設備を置くわけにはいかないという現状です。トイレの数としては、それが新宿区の公園トイレの中では今一番多い状況です。したがって、法による公園内の建物面積の制限と照らし合わせながら、なるべく人に優しいユニバーサルデザインのトイレをどうやったらつけられるかという工夫はこれからもやっていきたいと考えています。

【委員】

対外的に14.3%とかいう数字になると、非常に遅れているという気がするので、今お話を聞いて、手すりとか、そういう簡易なものはやっているという話だったら、そういうことも含めて説明されるようにされたらいいのではないかと思います。

【説明者】

ただ、手すりだけでそれがユニバーサルデザインと言えるかどうかというのが非常に難しいと思われまます。

【委員】

それはあるけれども、この数字だけがひとり歩きするような気がしますので。

【説明者】

わかりました。手すりについては、相当の数がついているはずですよ。

【部会長】

ユニバーサルデザインの最後の項目へいきたいと思ひます。

【委員】

これは何年度から作成に着手しているのですか。時間がかかり過ぎると思うのですが。

【説明者】

平成20年度からガイドラインの検討は行っております。

ガイドラインづくりは計画より遅れているのに、計画どおりに進んでいると評価した理由は、今回「歩きたくなるまち新宿」という点で、都市空間に関する部分についてのガイドライン案は今作成をしたというところで、計画どおりと評価しました。

ソフト面というのは、ハード面での都市空間での移動、利用を補完また維持、向上させる情報とか制度、活動、こういったものがあると思ひます。バリアフリーに配慮したトイレが整備されていても、わかりやすい案内表示や、人による適切な誘導など、ソフト面、ハード面にも配慮を加えていく、こういったことが必要です。情報がわからないと、その場所が利用できない。また、地下通路などでも、例えばエレベーターが設置されていても、どこに行けばいい

のかわからないということだと、車いすの方が利用できないということがありますので、そういう意味での案内という意味で、ソフトの点を盛り込んでいく必要があるのではないかと、そういう情報の部分を、ソフトの面ということで考えているところです。

23年度のユニバーサルデザイン策定に対し、計画事業62から65、69、73、74、75と、どのように関連づけて事業の推進を図っているのか、ということですが、このユニバーサルデザインの検討に当たりましては、有識者会議の他に、区役所の庁内に、庁内検討会議、検討部会というのを設けています。計画事業の62から75の所管課につきましては、この庁内検討会議の構成員として入っていき、各事業をユニバーサルデザインの視点を取り入れて推進していくということの共通認識を持っています。また、ガイドラインの策定に当たり、今年度、関係課には個別にヒアリングを行っています。また、昨年は特に関連の深い都市計画部、みどり土木部の中で、別途、会議を開催するなどして、ユニバーサルデザインの視点からの事業の推進また問題点について共通認識を持つように努めているところです。

【部会長】

関連して20番、24番、25番の3つの質問についても簡単にご説明をお願いします。

【説明者】

人とくらしの道づくり事業の具体的な整備内容等についてですが、まず地域に関しましては、平成13年度から15年度にかけて行いました通過車両数、駐車・駐輪車両台数、事故率等々の客観データ及びアンケート調査による住民の主観データ、これらをもとに関係町会や商店会等と協議して、最終的に地区を決定しています。具体的な整備内容ですが、これは、地区内に通過する車両ですとかその速度を測定して、安全かつ安心して歩ける道路空間、交通環境の整備をするといったような目的の事業ですので、具体的には地区内道路へ流入する車両抑制を目的とした道路の狭窄化、車止めによる歩車道分離といったような整備を実施するものです。地域との調整では、町会・商店会の方々とワークショップを開催して、実際にまちを歩いて危険な箇所を抽出する、優先的に整備をする路線等をピックアップして、整備方針、整備内容を決定しております。ワークショップの開催ですが、町会の役員会、分科会等を利用して多くの方に参加を呼びかけています。実際に多くの意見をいただいています、こうした意見を参考にしながら調査検討を行っています。整備は今年度から26年度までを予定してまして、西新宿1丁目地区の5路線を整備する予定です。

ガイドラインとの関係では、整備に当たってはガイドライン等々を参考にしながら、可能な限りユニバーサルデザインの視点に立った整備を心がけていきたい。具体的には、歩道のカラー化ですとかバリアフリー化といったようなのが中心になるかと思うのですが、そうしたものを中心に、歩行空間の拡大や安全性の向上などによって、だれもが歩きやすい、利用しやすい都市空間の創出を図っていきたく考えています。

計画事業74「歩きたくなる道づくり」は散歩道の整備ということで挙げています。これは魅力的な歩行空間をつくっていく、そうした事業とあわせて、案内表示板を設置しているのですが、そこに表示する際に、公園あるいは公衆トイレ、あと公共施設などをピクトグラム、

絵文字みたいなもので表示して、ユニバーサルデザインの視点も考慮したものとしています。案内板を充実させて、利用者の適切な誘導を行うとともに、誰もがわかりやすい情報提供を行っています。

計画事業75「魅力ある身近な公園づくりの推進」においては、公園事業の中でユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、公園があらゆる人々にとって使いやすく安全で快適に過ごせる場となるよう努めますということで、昨年、魅力ある身近な公園づくり基本方針というのを策定しました。その中で、早期に重点的に行う取り組みの中で公園のユニバーサル化というものもうたっております。また、主要な園路、出入り口の段差解消やトイレ、水飲み、手洗い等のユニバーサルデザイン化を進めます。今後、ユニバーサルデザイン・ガイドラインとの整合を図り、わかりやすいサインの配置、園内のサイン類の統一等を進めるとしています。

【委員】

ここに書いてあるような事情で計画策定が遅れているということはある程度理解できます。実際にその策定はたくさん課にまたがると思いますが、そこら辺は業務を遂行する上で効率的に進めていく必要があるのではないかとすることがあります。新宿はこの方面で遅れているということですが、他の先進自治体でいろいろ取り組んでいる例があると思いますので、その辺を大いに参考にして効率的にやっていっていただきたい。

ガイドラインが今年度中にでき上がるわけですが、それを受けてばらばらにやるのではなく、ユニバーサルデザイン実行計画みたいな形で総合的に整備していくことも考えるといいのではないのでしょうか。

【説明者】

他の自治体の事例も参考にしながら効率的にというようなお話ですけれども、例えば世田谷区なども策定をしているところもございますので、そういった例も参考にしながら今後も進めていきたいと考えています。

2点目の今後のあり方、このユニバーサルデザインに関する計画事業としては、この策定と、それから推進ということが目的になっておりますので、これを策定した後、ガイドラインの普及啓発ということも必要になってくると思います。今後、策定後の取り組みも考えていきたいと思っています。

【委員】

このユニバーサルデザインは、担当課がみんな集まればいいのができそうなものですよ。縦割りをなくして、区民も協働してというモデルになりそうなものです。道路の拡幅から、交通から、緑から、景観から、歴史から何でも入っていますから、そういうのを縦割りじゃなくて横割りをやるシステムは区の中であるのか、歌舞伎町みたいにプロジェクトみたいにしてできるのか、そこを教えて欲しい。

【説明者】

ユニバーサルガイドデザインということになりますと、福祉の観点とか子育てとか、そういう面もありますので、そういうところの関係部署も集まりまして、全庁的の中で関係する各

課集まってプロジェクトチーム的なもので庁内会議というのを設けて、その中で検討を進めているというところでは。

その後の推進の体制というところについては、この後検討していかなければいけないところだということで考え、あわせて検討を進めていくということで考えています。

【部会長】

我々はこのユニバーサルデザイン・ガイドラインに大きく期待を乗せているわけです。少し遅れぎみかもしれないけれども、いいものをつくれるならばぜひ後押ししたいわけです。が、ただこれも絵にかいたもちになっては困る。個別目標に挙げるぐらいの勢いがあってもいいのではないかと。例えば個別目標Ⅳ-3「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」の中にユニバーサルデザインの推進ぐらいのことがうたわれて、そこに道路とか建物とか公園、河川、みんな含めてしまう。インフラストラクチャーは最低限の機能が満たせればよいということではなく、やっぱり安全・安心があって初めてなのだと思います。せつかくきちんと今ソフトとハードとつくろうとしているのならば、単なる実行計画だけではなくて、少しランクアップするぐらいの気持ちでやっていただきたい。

計画事業72「景観に配慮したまちづくりの推進」73「地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」をお願いします。

【説明者】

計画事業72「景観に配慮したまちづくりの推進」です。区分地区策定面積について23年度の目標70haだったところ、20年度で193haと、29年度までの目標をほぼ達成することとなった理由につきましては、目標設定時、東京都が景観計画で既に指定されていた地区と地区計画で景観に関する事項を策定していた地区、これらについてまず定め、その後、地区計画を順次かけていく中で広げていこう、拡大していこうと考えていました。実際に目標を設定した後に、東京都と景観行政団体の同意協議を行う中で、当初考えていたよりも対象を広げていこうとなりました。具体的に言いますと「まちづくりの将来イメージが共有されている地区」「特にいうふうにより良好な景観形成が必要とされている地区」「既に広域的な景観形成がなされている地区」「景観重要公共施設周辺の地区」、これら4点を加えた結果、既に20年度時点で193haになったということです。

区分地区で21年度において良好な景観づくりのため、具体的にどのような仕組みや成果が見られたのかは、もともと区分地区における景観形成基準について、その他の一般地域の基準よりも詳細な基準または厳しい基準が定められています。それぞれの景観特性に応じた効果的な景観誘導をその基準に基づいて行っているという状況です。

区独自施策である景観事前協議制度の内容と効果、課題では、景観事前協議がどのようなものかといいますと、もともと景観の基準、ガイドラインというものが、例えば建築基準法に基づいてすっぱり縦に割れるような基準ではなくて、かなりあいまいというか、グレー的な部分があります。そういったことで、新宿区では現在は2名の景観まちづくり相談員という専門家を置いて、この相談員と事業者、設計者と直接協議を行う。それによって、その協議の中で新宿

区は景観計画及びガイドラインで定める基準に誘導するということが特徴です。効果としては、景観形成基準に加えて、ガイドラインの方針や考え方、景観まちづくり相談員の助言等を計画に反映しながら、区と事業者が協力して良好な景観形成を図ることができると考えています。また、課題は、やはり協議に一定の時間が要しますので、事業者の過度の負担とならないよう配慮するようにしています、

区分地区の指定に当たっての障害や課題では、これまでの区分地区の指定は、基本的には区が案を示して、説明会やパブリックコメント等で地区をしていくというやり方を行っていました。ただ、今後については、まちづくりの将来イメージが共有されている地区の指定を進めるため、地域が主体となって、まちづくり活動と連動しながら合意形成を進めていく方向で考えています。そのため、地区計画の策定にも同じことが言えるのですけれども、合意形成等に時間等が要するということが課題として挙げられると思っています。

計画事業73「地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」につきまして、事業の指標の一つである地区計画等策定面積の見直しが進んでいない理由、第二次実行計画の中で改善を図ると言うが遅いのではないかと、ということにつきましては、評価の基準、指標となるものを根本的に変えるということですので、第一次実行計画の期間の途中で変えるよりは、改めて24年度からの第二次実行計画の中で改善を図っていくほうが混乱もなく最適であるという判断をしました。

地区計画の策定が進まない理由と、どのような地区を追加指定しようとしているのかということでは、地区計画の特性として、関係権利者等の同意というのが挙げられると思います。そういった合意の形成が話し合いの中では非常に難しく、また時間がかかるものです。その辺が、地区計画が進まない、策定が進まない理由の一つに挙げられると思います。また、今後追加しようとして考えている地区としては、都市計画道路、公園の周辺で公共施設の整備と一体的にまちづくりを進めている地区や、大規模な跡地活用が予定されるなど、土地利用の転換が想定される地区及び環境保全が望まれる地区等を対象としていきたいと考えています。

地区計画に基づき、まちづくり誘導が行われた実績や課題としては、平成2年1月に百人町三、四丁目地区で最初の地区計画を策定し、これまでに、区内全部で16地区において地区計画を策定してまちづくりを進めてきていますが、地区計画を策定する場合、地区特性を考慮し、地区にふさわしい内容の地区計画を短時間に関係者の合意形成を図っていくことが課題となっています。

【委員】

20年度に193haで目標を達成したということなのですが、新宿区の面積の1割強ぐらいこの区分地区に指定されているということなのですね。

成果が上がっているような地区で、具体的にどんな成果が上がっているのですか

【説明者】

個別の例としましては、例えば区分地区ごとにそれぞれその地域に合った景観形成基準、法定上の義務規定というのがあります。その中で、緑の多い地区では保存樹木を残す、積極的に

緑を多くしていくというような基準があります。それに対して、事前協議等で細かくまちづくり相談員を交えて協議していく。建築計画でどうしても樹木を切ってしまうというようなことがあったときに、やはり景観事前協議が早い時点で事業者がこちらに来ますので、まだ既存樹木が残っている状況であれば、その樹木を残せないかどうかという協議を行うことができます。協議の中で既存樹木を残すということも事例としては今もありまして、そういったことが成果としては挙げられるのではないかと考えています。

【委員】

建物で、何か色を統一していくとか類似の色にまとめていくとか、そういうふうなところの実例みたいなものはまだないのですか。

【説明者】

建物に関しては、同じ時期というところはなかなか難しいのですけれども、やはり周辺景観と合わせるという基準もありますので、その中で近隣との色合いの検証の資料等も出させていただきます。それで、こういったものも配慮して、色とか素材とか、そういったものについても配慮してくださいということで、まず協議の中で行っています。

【委員】

事前協議制度は区独自の施策だというようなことなのですが、他の自治体でもこういう施策を取り入れているところはあるのですか。

【説明者】

新宿区はもともと早くやっていますけれども、事前協議は早い段階で景観等が取り組めるということで、他の自治体も取り入れています。

【委員】

地区計画と区分地区の関係がよくわからないのですけれども。

【説明者】

直接的には、法律自体は別のもので、名称も別、区域に関する関連は基本的にはないです。法律上はございません。ただ、新宿区の場合は、区分地区を指定するときに、その地区計画に定めた景観のいいところなんかを区分地区で取り入れていこうという考えは持っています。

【委員】

両方指定されているような地域はあるのですか。

【説明者】

ございます。具体的に言いますと、神楽坂なんかは指定されています。

【委員】

百人町三、四丁目の再開発で都営住宅をつくりましたね。都営住宅は都と区と相談した上でデザインを考えたのですか。

【説明者】

都営住宅の建築物に対しては、景観事前協議に届け出対象となれば協議を行います。

【委員】

この内部評価のところ、計画以上に進んでいるというのが出ていましたけれども、それで方向としては現状どおりというのですけれども、長期化でそれ以上進んでいたら、1割じゃなくて増やそうという方向性はないのかなと思いました。とてもいい事業だと思いましたので。

【説明者】

第二次実行計画の中で目標を設定する必要があると考えています。

【委員】

道路の植栽については、例えば歩道にある植栽は、全部、道路課。道路に面して中学校が歩道分をバックしたところ、土地が教育委員会だから、植栽は教育委員会で見るとかという、教育委員会はそんな予算がないから学校で見ろとなった。これは住民の立場としたら道路なのだから、道路課と一緒に管理してやってくれないのかという感じになります。

【説明者】

その権原はどこが管理していようと、区には変わらないわけですから、まずは受け付けた課として責任を持って教育と話して対応を考えたいと思います。

【部会長】

72「景観に配慮したまちづくりの推進」は、景観行政団体として新宿区は23区の中でかなり推進しているということですが、この計画事業の中身というのがなかなか区民に伝わりにくい。開発されている事業者との関係などで見れば、それなりの成果が上がっていると思われませんが、本当にこの計画事業をやったときに、歴史的、自然的な資源が新たに計画や条例があることによって生まれたのかというようなことが、少し基準なり指標にあってもいいのではないだろうか。景観の相談件数が何件だったとか、景観地区が何地区になりましたとか、そういう数字とはもうちょっと違うものがあるかもしれないのではないかなというのは、この委員会でも議論しています。これは個別目標が、都市計画の推進というのではなくて、まちの記憶を生かした美しい新宿を創造するというもので、個別目標に、歴史、自然という言葉が出ているわけですから、その個別目標を受けて、この景観の事業指標等の作成、評価もしたいというのがあります。

73「地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」は、地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進となっているのですが、どうも地区計画の話しかない。目的は地域の個性豊かなまちづくりの推進で、手段が地区計画なのですから、地区計画が何か所できましたというのも重要ですが、地域の個性豊かなまちづくりの地区計画以外にも、協定もあるかもしれないし、その他のもうちょっと緩やかなルールもあるかもしれないので、それも含めて指標か、あるいは事業にするのかを考えていただいたほうがよろしいのではないかという印象を持っています。これからのことに対する期待です。

それでは、これで終了します。長い時間、どうもありがとうございました。

<閉会>